



ご契約の際には**「ご契約のしおり・約款」**を必ずご覧ください。

- 「ご契約のしおり・約款」はご契約に伴う大切な事項、必要な知識等についてご説明しています。必ずあわせてご一読ください。

➡ PGF生命とこの商品について、お電話やホームページでご案内しています。



- 各種手続きやご契約内容の照会に関するお問い合わせ

PGF生命コールセンター **通話料無料 0120-56-2269**

<受付時間>平日9:00～18:00/土曜9:00～17:00(日・祝日・12/31～1/3を除く)

- 保険金等のご請求に関するお問い合わせ

保険金請求専用ダイヤル **通話料無料 0120-56-4861**

<受付時間>平日9:00～18:00/土曜9:00～17:00(日・祝日・12/31～1/3を除く)



PGF生命ホームページ **<https://www.pgf-life.co.jp>**

- この保険で適用される最新の為替レートや諸利率をPGF生命ホームページでご案内しています。
- この保険の「ご契約のしおり・約款」をPGF生命ホームページに掲載しています。

➡ 募集代理店からのご説明事項

- この保険にご契約いただくか否かが、募集代理店での他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- この保険はPGF生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。**
- 保険業法上の規制に基づき、お客さまの勤務先・融資状況等により、お申込みいただけない場合があります。

➡ 生命保険募集人について

- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとPGF生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して、PGF生命が承諾したときに有効に成立します。
- この保険は、外貨建保険販売資格を登録した生命保険募集人のみが取り扱いを行うことができます。
- 生命保険募集人の権限等について確認を希望される場合は、PGF生命コールセンターまでお問い合わせください。

この「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)兼パンフレット」の記載は、2025年4月現在のものです。各種お取扱い等、将来変更されることがあります。

この商品はPGF生命を引受保険会社とする生命保険商品です。
ご契約後のご照会はPGF生命までお問い合わせください。

(お問い合わせ、ご照会)
募集代理店

(ご契約後のご照会)
引受保険会社
ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社
本社／〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10

UD FONT 見やすいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。

米国ドル建 福利厚生プランPG

米国ドル建養老保険(18)／無配当

“米ドル建”という
選択肢を。
輝かしい
未来のために。



契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)兼パンフレット

ご契約前に必ずお読みください。 ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認、ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。



この商品は生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
● 為替レートの変動等により損失が生じることがあります。

商品の特長としくみ

特長①

経営者と役員・従業員のご家族をお守りするプランです

- 役員・従業員がお亡くなりになったとき、ご遺族に死亡保険金をお支払いします。

特長②

保険料のお支払いから
保険金のお受取りまで
生命保険ならではの安心をお届けします

- 役員・従業員に万一のとき、生命保険会社からご遺族へ直接・確実・迅速にお支払いします。
- ※くわしくは、P11「死亡保険金即日支払サービス」をご覧ください。

特長③

世界の基軸通貨「米ドル」で
資産を築くことができます

- 円に比べて魅力的な利率で資金を準備することができます。



ご注意

この保険は米ドル建です。**為替相場の変動によるリスク**があり、損失が生じることがあります。

- 保険料等を円で払い込むとき、「払込時の為替相場による円換算額」はお払込みの都度、変動します。
- 保険金等を円で受け取るとき、「受取時の為替相場による円換算額」が「払込保険料の円換算額の総額」を下回ることがあります。

【福利厚生プラン 契約形態例】

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	満期保険金受取人
 法人	 役員・従業員	 役員・従業員の遺族	 法人

〈イメージ図〉



被保険者が入院中または入院・手術を予定されている場合や、余命宣告を受けている場合には、お申し込みいただけません。

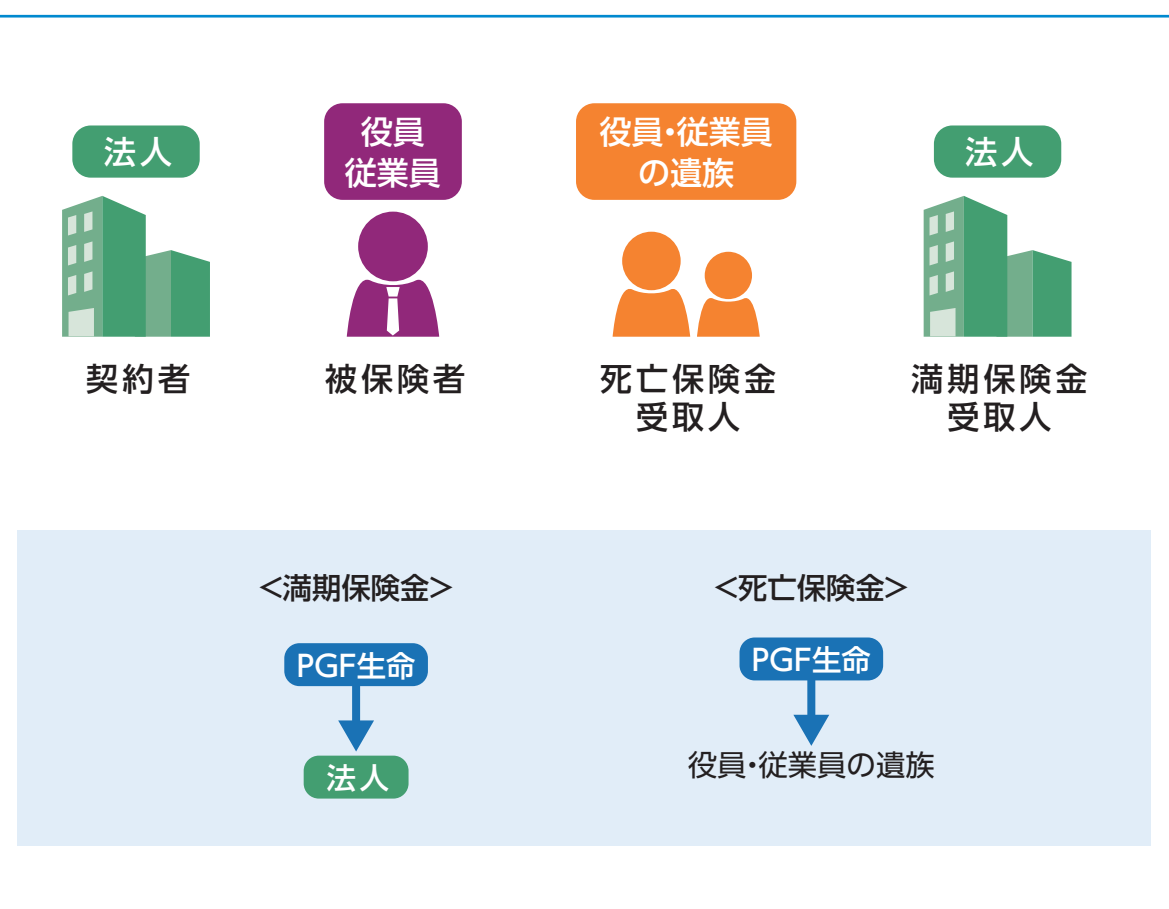
主な経理処理について

以下の条件を満たすご契約の場合、主契約の保険料の2分の1を資産計上し、残額について福利厚生費*として損金算入が可能です。

- 従業員全員、あるいは年齢、勤続年数など合理的な基準による普遍的加入であること
- 契約者・満期保険金受取人が法人で、死亡保険金受取人が被保険者の遺族であること

*「福利厚生費」とは、従業員の生活向上や労働環境改善のために支出される費用のことです。

給付のながれ



■保険料支払時の処理

保険料の2分の1を資産に計上し、残額については福利厚生費として損金に算入します。

例：年払保険料として300万円を支払った場合

借方	貸方
保険料積立金 150万円	現金または預金 300万円
福利厚生費 150万円	

■死亡保険金受取時の処理

役員・従業員（被保険者）の遺族が死亡保険金を直接受け取った場合は、資産に計上してある保険料積立金を雑損失として取り崩します。

例：死亡保険金として役員・従業員（被保険者）の遺族が1,000万円を受け取り、この時点で資産に計上していた保険料積立金が120万円だった場合

借方	貸方
雑損失 120万円	保険料積立金 120万円

■解約返戻金受取時の処理

資産に計上してある保険料積立金を取り崩し、受け取った解約返戻金との差額を雑収入として益金に計上します。

※保険料積立金よりも解約返戻金の方が小額の場合は、差額を雑損失として損金算入します。

例：従業員の退職に伴い、解約返戻金として法人が750万円を受け取り、この時点で資産に計上していた保険料積立金が350万円だった場合

借方	貸方
現金または預金 750万円	保険料積立金 350万円
	雑収入 400万円

■満期保険金受取時の処理

資産に計上してある保険料積立金を取り崩し、受け取った保険金との差額を雑収入として益金に計上します。

例：満期保険金として法人が3,000万円を受け取り、この時点で資産に計上していた保険料積立金が1,400万円だった場合

借方	貸方
現金または預金 3,000万円	保険料積立金 1,400万円
	雑収入 1,600万円



2024年12月現在の税制に基づき一般的に認められている経理処理を記載しています。今後の税制改正によって、変更となる場合がありますのでご注意ください。また、個別専門家にご相談ください。

「支払保険料」を損金算入しても、「満期保険金」や「解約返戻金」等は益金に算入され、原則、**節税効果はありません**。

くわしくは「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」をご確認ください。

のケースによっては本資料の記載と異なることがあります。最終的な判断は、所轄の税務署、税理士等の

原則、課税される金額は同額となり、**節税効果はありません**。法人から役員等への名義変更についても、

ください。

チェックポイントと関連通達

福利厚生プランを導入するときのチェックポイント

【ご契約形態】

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	満期保険金受取人
 法人	 役員・従業員	 役員・従業員の遺族	 法人

① 加入対象者	役員・従業員全員を被保険者に行している 原則として全役員・全従業員を対象とする必要がありますが、職種、年齢、勤続年数等の基準によって加入対象者を決定しても、それが合理的であるならば、認められる場合もあります。
② 保険金額	保険金額は合理的に決定されている 個々の役員・従業員の保険金額に格差がある場合、それは職種、年齢、勤続年数等に応じた合理的な格差である必要があります。
③ 同族関係者	同族関係者が役員・従業員の大半ではない 同族会社で、役員・従業員の大部分が同族関係者である場合には、1/2損金部分は、同族関係者に対する給与として取扱われることになります。 会社の株主の3人以下、並びにこれらと特殊な関係にある個人や法人が議決権の50%超を保有している会社を同族会社といいます。

役員または部課長その他特定の使用人のみを被保険者としている場合や、個々の役員・従業員の保険金額に格差がある場合は、「福利厚生費」とみなされないことがあります。

「福利厚生費」として養老保険の保険料の **1/2**を **損金算入** できます。

【経理処理 例】

■ 保険料支払時 保険料の2分の1を資産に計上し、残額については福利厚生費として損金に算入します。	例：年払保険料として300万円を支払った場合	
	借方	貸方
	保険料積立金 150万円 福利厚生費 150万円	現金または預金 300万円



2024年12月現在の税制に基づき一般的に認められている経理処理を記載しています。今後の税制改正によって、変更となる場合がありますのでご注意ください。また、個別のケースによっては本資料の記載と異なることがあります。最終的な判断は、所轄の税務署、税理士等の専門家にご相談ください。

<参考> 関連通達

法人税基本通達9-3-4(養老保険に係る保険料) <抜粋>

法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人を被保険者とする養老保険に加入してその保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額(特約に係る保険料の額を除く。)については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。

- (1)死亡保険金及び生存保険金の受取人が当該法人である場合 その支払った保険料の額は、保険事故の発生又は保険契約の解除若しくは失効により当該保険契約が終了する時までには資産に計上するものとする。
- (2)死亡保険金及び生存保険金の受取人が被保険者又はその遺族である場合 その支払った保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。
- (3)死亡保険金の受取人が被保険者の遺族で、生存保険金の受取人が当該法人である場合 その支払った保険料の額のうち、その2分の1に相当する金額は(1)により資産に計上し、残額は期間の経過に応じて損金の額に算入する。ただし、役員又は部課長その他特定の使用人(これらの者の親族を含む。)のみを被保険者としている場合には、当該残額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。

所得税基本通達36-31(使用者契約の養老保険に係る経済的利益) <抜粋>

使用者が、自己を契約者とし、役員又は使用人を被保険者とする養老保険に加入してその保険料を支払ったことにより当該役員又は使用人が受ける経済的利益(傷害特約等の特約に係る保険料の額に相当する金額を除く。)については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。

- (1)死亡保険金及び生存保険金の受取人が当該使用者である場合 当該役員又は使用人が受ける経済的利益はないものとする。
- (2)死亡保険金及び生存保険金の受取人が被保険者又はその遺族である場合 その支払った保険料の額に相当する金額は、当該役員又は使用人に対する給与等とする。
- (3)死亡保険金の受取人が被保険者の遺族で、生存保険金の受取人が当該使用者である場合 当該役員又は使用人が受ける経済的利益はないものとする。ただし、役員又は特定の使用人(これらの者の親族を含む。)のみを被保険者としている場合には、その支払った保険料の額のうち、その2分の1に相当する金額は、当該役員又は使用人に対する給与等とする。

※上記(3)のただし書については、次によることに留意する。

- ①保険加入の対象とする役員又は使用人について、加入資格の有無、保険金額等に格差が設けられている場合であっても、それが職種、年齢、勤続年数等に応ずる合理的な基準により、普遍的に設けられた格差であると認められるときは、ただし書を適用しない。
- ②役員又は使用人の全部又は大部分が同族関係者である法人については、たとえその役員又は使用人の全部を対象として保険に加入する場合であっても、その同族関係者である役員又は使用人については、ただし書を適用する。



「支払保険料」を損金算入しても、「保険金」や「解約返戻金」等は益金に算入され、原則、課税される金額は同額となり、**節税効果はありません**。法人から役員等への名義変更についても、原則、**節税効果はありません**。

保険料のお支払い

払込通貨について

保険料は、**円でお支払い**いただきます。

※為替相場により円で支払う金額は変動します。

➡ くわしくは注意喚起情報24ページ「為替リスクについて」をお読みください。

換算時の為替レートによって支払う円建の保険料は**毎回変動**します。



払込方法について

保険料は、**月払／半年払／年払**の払込方法からお選びいただけます。

お支払いをまとめることで、保険料は割引されます。

まとめるほど総支払保険料は**割安**になります。



高額割引制度について

死亡保険金額が**5万米ドル以上**のとき、保険料は割引されます。

保険料の払込免除について

以下のとき、以後の**保険料のお支払いが免除**されます。

所定の身体障害状態

PGF生命所定の不慮の事故を直接の原因として、その日から180日以内に所定の身体障害状態になられたとき

- ・ 保険料のお支払いが免除された後も、保険料は引き続き保険料払込期間満了までお支払いがあったものとして取り扱います。したがって払込免除前同様に解約返戻金は増え続けます。

保険金等のお受取り

受取人について

保険金等	受取人
死亡保険金	役員・従業員のご遺族
高度障害保険金	被保険者
解約返戻金	契約者
満期保険金	契約者

受取通貨について

保険金・解約返戻金等は**米ドルでも円でも**お受取りできます。

※円で受け取る場合、為替相場により円換算額は変動します。

➡ くわしくは注意喚起情報24ページ「為替リスクについて」をお読みください。

受取方法について

保険金・解約返戻金等は、受取方法を選択することができます。

すぐに受け取らず据え置きして、一定利率で運用することもできます。

一括受取

年金受取

一括受取

+ 年金受取

➡ 保険料のお支払い・保険金等のお受取りについて、くわしくは契約概要をご覧ください。

リスクと費用について

- この保険は米ドル建です。為替相場の変動によるリスクがあり、損失が生じることがあります。
- この保険には、ご負担いただく費用があります。

➡ くわしくは注意喚起情報23～25ページをお読みください。

お金が必要なとき、お払込みが困難なとき

一時的に貸付を受けることができます

契約者貸付	解約返戻金額の90%まで、契約者貸付を利用することができます。
保険料の自動振替貸付	保険料のお払込みがないまま猶予期間が過ぎたとき、PGF生命が保険料を自動的に立て替えます。 ※自動振替貸付をご希望にならない場合には、PGF生命コールセンター（0120-56-2269）までお申出ください。



- 貸付金や立て替えた保険料には、PGF生命所定の利息（複利）がかかります。
- 契約者貸付と自動振替貸付の元利金が増加した場合は、解約返戻金額を超えた場合、ご契約は失効します。

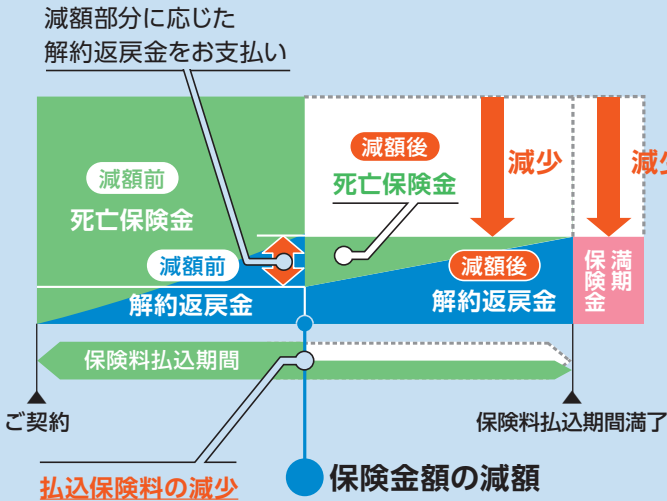
部分的な解約ができます

● 死亡保険金額の減額（一部解約）

解約返戻金の一部をお支払いします。
また、保険料払込期間中であれば、**払込保険料を少なくすることができます。**

保険期間	変更なし
保険金額	減少します

イメージ図



※減額後の死亡保険金額が2万米ドル以上となる必要があります。
※1,000米ドル単位でお取扱いします。

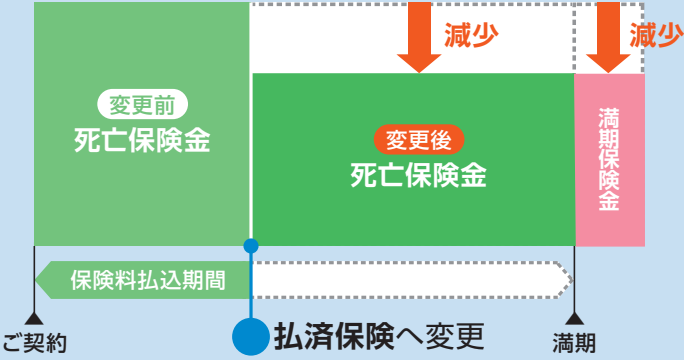
保険料のお払込みを止めることができます

● 払済保険

保険料の払い込みを中止し、そのときの解約返戻金をもとに保険料払込済の養老保険に変更します。

保険期間	変更なし
保険金額	減少します

イメージ図



※変更後の死亡保険金額が1,000米ドル以上となる必要があります。



払済保険へ変更した場合でも、**変更した日からその日を含めて3年以内**であれば、PGF生命の承諾を得て原保険契約へ復旧することができます。

ご契約後に活用いただける制度・サービス

指定代理請求制度

被保険者が受取人である高度障害保険金等について、
被保険者による意思表示が困難であると判断されるようなとき等、
指定代理請求人が被保険者に代わって請求することができます（代理請求）。

指定代理請求人は1名とし、以下の範囲内より指定いただきます。なお、契約者は被保険者の同意を得て、この範囲内で指定代理請求人を変更することができます。

- ① 被保険者の戸籍上の配偶者 ② 被保険者の3親等内の親族

※上記の範囲をこえる場合でも、PGF生命が認めた所定の範囲内であれば、指定代理請求人に指定することができます。くわしくはPGF生命までお問い合わせください（指定する際、証明のため所定の書類が必要になることがあります）。



- 指定代理請求人からご請求いただいた保険金等は、受取人または指定代理請求人の口座へ送金します。
※指定代理請求人の固有の財産にはなりません。
- ご請求の際、指定代理請求人となる方へお支払いについて念書のご記入をお願いしています。
※本来の受取人と異なる方が受け取ることで、税務のお取り扱いが異なることがあります。

PGFあんしん代理請求サービス

各種請求をする方（受取人等）が認知症等により意思表示が困難であると判断されたとき、成年後見人等の選任なしで、**推定相続人*がご本人に代わって各種保険金等の請求手続き**をすることができます。

*受取人等の各種請求をする方が仮に死亡された場合に相続人となる人



- 保険商品やご契約内容によって請求できる手続きは異なります。

死亡保険金即日支払サービス

死亡保険金を簡単なお手続きで**最高1,000万円までお支払いします。**



- PGF生命所定の為替レートで円に換算してお支払いします。
※円でお支払いする金額は、為替相場により変動します。
- 死亡日が責任開始日から2年未満のご契約等、ご契約内容によってはお取り扱いできないことがあります。
- ご連絡または請求書類ご提出の時刻等により、死亡保険金をその日のうちにお支払いできない場合があります。

PGF生命の付帯サービス

この保険のご契約企業にお勤めの被保険者の方およびご家族の方（配偶者・2親等内）がご利用いただけるサービス

無料 介護・健康ほっとライン（提供：株式会社保健同人フロンティア）

■ 電話相談サービス【24時間365日】

介護や健康に対する不安を、いつでも無料で保健師、看護師、管理栄養士、ケアマネージャー等の相談員にご相談いただけます。

相談内容

- 介護相談（日常の介護や認知症への対処方法等）
- 健康相談（予防や症状の悩み等）
- 子育て相談（育児や子供の病気等）
- 医療機関の相談・情報提供
- 専門医による電話相談

■ マイドクターサービス

さらに専門的なご相談を希望の場合は、病状に応じて専門医にご相談いただけます。

相談内容

- 専門医の情報提供
- 専門医による電話相談

優待 見守り・セキュリティ紹介サービス（提供：ALSOK）

ALSOKが提供する各種セキュリティ・緊急通報サービスを優待価格でご利用いただけます。

- 「HOME ALSOK みまもりサポート」（初回2ヵ月月額利用料無料*）
- 「まもるっく」（事務手数料無料）
- 「HOME ALSOK Connect」（初回2ヵ月月額利用料無料*）

*警備開始日が月中の場合はその月の日割り料金を無料とし、さらに翌月1ヵ月分を無料とします。

※付帯サービスは、PGF生命の保険商品の保障内容の一部ではありません。

※PGF生命の保険契約が消滅した場合はご利用できません。

※法人は利用対象外です。

※ご利用の際には諸条件があり、ご要望にそえない場合があります。

※記載の内容は、2024年12月現在のものであり、将来予告なく変更・中止・終了する場合があります。

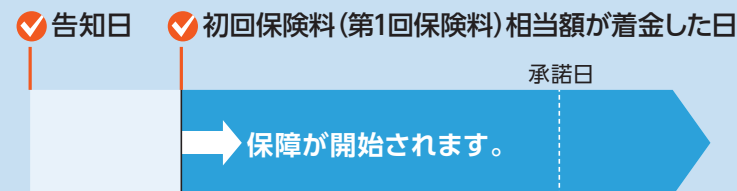
※付帯サービスの内容や利用の範囲・方法等について、くわしくはPGF生命ホームページをご確認ください。

よくあるご質問

Q 保障はいつからはじまりますか？

A 責任開始期です。

責任開始期とは、**告知**ならびに**初回保険料(第1回保険料)相当額のお払込み(PGF生命への着金)がともに完了**したときです。



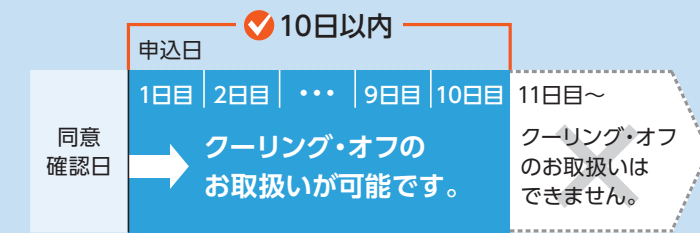
➡くわしくは28ページ「保障を開始する時期(責任開始期)について」をご覧ください。

Q クーリング・オフはできますか？

A できます。

クーリング・オフ制度の対象となりますので、**10日以内**であればお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。

※郵送の場合、消印を基準とします。



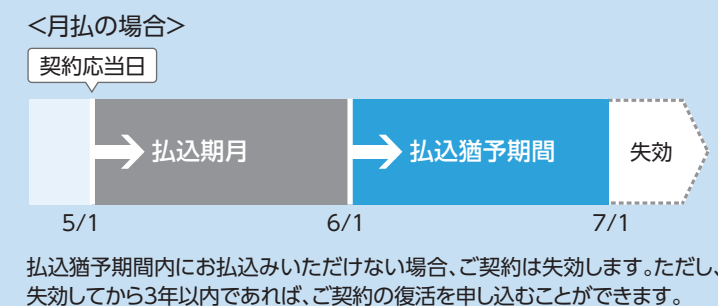
➡くわしくは25～27ページ「お申込みの撤回または解除(クーリング・オフ制度)について」をご覧ください。

Q 保険料の払込みが遅れると、すぐに契約の効力はなくなりますか？

A いいえ。

保険料の**払込猶予期間**がありますので、その期間内にお払込みいただければご契約は継続します。

※払込猶予期間は払込方法によって異なります。

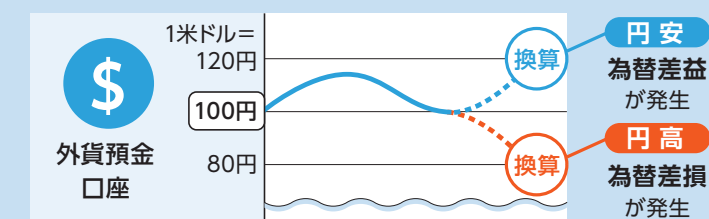


➡くわしくは29ページの「保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等について」をご覧ください。

Q 米ドルで受け取る場合、何か注意すべきポイントがありますか？

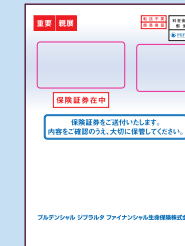
A あります。

米ドルの外貨預金口座が必要となります。なお、将来円に換算するとき、換算時の為替レートによって**損失が生じる可能性があります。**



ご契約後にPGF生命からお送りする書類

ご契約後



●生命保険証券

保険契約の成立と契約の内容を証明する書類ですので大切に保管してください。

お申込みから1～2週間後に交付します。

※「PGF生命の付帯サービス」ご利用ガイドを同封します。

保険期間中



●ご契約内容のお知らせ

ご契約の保障内容についてお知らせします。

毎年10月ごろに送付します。

契約概要



ご契約の前に必ずお読みください。

「契約概要」は契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。記載の支払事由や制限事項は概要や代表事例です。それぞれの詳細や主な保険用語の説明等について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、ご確認ください。

1 保険の特徴としくみ

■保険名称：米国ドル建養老保険(18)

■保険の目的

この保険は、以下のご意向があるお客さまにおすすめする商品です。

- 役員・従業員への退職金の財源を米ドルで準備したい。
- 保険期間中は、死亡保障と高度障害保障を確保したい。
- 死亡保険金受取人に役員・従業員の遺族を指定し、弔慰金等の支払いにそなえたい。

■特徴

- この保険は、死亡または高度障害になったとき死亡(高度障害)保険金を受け取ることが、また、満期を迎えられたとき満期保険金を受け取ることができる米ドル建の生命保険です。
- 「福利厚生プラン」は契約者および満期保険金受取人を法人、被保険者を役員・従業員(原則、全員加入)、死亡保険金受取人を役員・従業員の遺族とします。

■しくみ(イメージ図)



■この保険のリスクについて

この保険は米ドル建です。為替相場の変動によるリスクがあり、損失が生じることがあります。

- 保険料等を円で払い込むとき、「払込時の為替相場による円換算払込額」はお払込みの都度、変動します。
- 保険金等を円で受け取るとき、「受取時の為替相場による円換算受取額」が「払込保険料の円換算額の総額」を下回ることがあります。

※為替リスクは、契約者または受取人に帰属します。

➡ この保険のリスクについて、くわしくは
注意喚起情報24ページの「為替リスクについて」をご覧ください。

2 主な保障内容

■被保険者が次の支払事由に該当したとき、
保険金をお支払いします。

保険金の種類	支払事由	お支払いする金額	受取人
死亡保険金	死亡されたとき	死亡保険金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態*になられたとき	死亡保険金額と同額	被保険者
満期保険金	保険期間満了時まで生存されたとき	死亡保険金額と同額	満期保険金受取人

※支払事由に該当し保険金がお支払された場合、保障は消滅します。

■被保険者が次に該当したとき、
以後の保険料のお払込みを免除します。

- 責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故*を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態*になられたとき

保険料のお払込みを免除したとき、免除後も引き続き、以後の保険料のお払込みが継続しているものとしてお取扱いします。

*所定の高度障害状態・不慮の事故・身体障害状態について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

3 付加できる主な特約

指定代理請求特約

- 主契約の被保険者と受取人が同一人となる保険金等について、受取人がご請求できない所定の事情がある場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。
- 主契約の被保険者と契約者が同一人となる場合の保険料の払込免除について、契約者がご請求できない所定の事情がある場合、あらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。

リビング・ニーズ特約

- 被保険者が余命6ヵ月以内と判断されるとき、死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いします。
※お支払いの際、指定保険金額（ご請求いただいた金額）から指定保険金額に対する6ヵ月分の利息と6ヵ月分の保険料相当額を差し引きます（お支払いする金額は指定保険金額より少なくなります）。

【お支払いの限度】

- この特約による保険金のお支払いは1回に限ります。
- 30万米ドルかつ円換算額3,000万円*を限度とした範囲内で、お支払いします。
*PGF生命が所定の書類を受理した日の前日のTTMで換算します。
※他の保険契約がある場合、他のご契約と通算します。

保険金等の支払方法の選択に関する特約

- 保険金や解約返戻金等の支払方法を変更することができます。
※特約の対象が解約返戻金の場合、契約日から5年未満のご契約ではお取扱いできません。
- 支払方法を年金に変更することができます。
- 年金は年1・2・3・4・6・12回のいずれかの受取回数を選択することができます。
- 年6回を選択いただく場合、受け取る月を偶数月または奇数月から選択することができます。

法人

年金種類	取扱範囲	
確定年金 (年金支払期間指定型)	支払事由発生前*	年金支払期間：5年・10年
	支払事由発生後	年金支払期間：5年～70年(5年単位)
確定年金 (年金額指定型)	支払事由発生後	年金支払期間：指定年金額により定まる期間(5年以上、1年単位)

- *契約者が法人に限り支払事由発生前に中途付加できます。契約時に付加することはできません。
- ※この特約を付加し、年金基金の設定を行ったときの基礎率（予定利率等）に基づいて、年金額（確定年金（年金額指定型）の場合は年金支払期間）を計算します。
- 最長で10年間、保険金等の支払いを据え置くことができます。
※PGF生命所定の利息をつけて据え置きます。PGF生命所定の利息は、金利情勢等により据置期間中に変更することがあります。

円換算払込特約

- 保険料のお払込みの際、米ドルを円に換算して、円でお払込みいただきます。なお、ご契約時にこの特約を付加してお申込みいただきます。
- ➡ くわしくは、21ページ「保険料のお取扱い」をご覧ください。

円換算支払特約

- 米ドル建の保険金・解約返戻金・年金等を、円でお受取りいただけます。

円換算貸付特約

- 貸付金のお受取りやご返済、保険料の自動振替貸付のご返済を円で行うことができます。

参考 米ドルまたは円への換算について

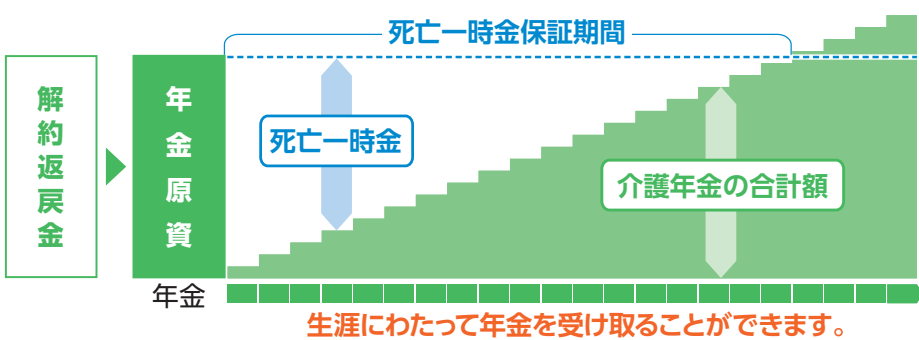
対象			換算レート*1	換算基準日*2
円換算払込特約 を付加して 円で払い込むとき	初回保険料 (第1回保険料)		指定銀行の TTM+50銭	保険料払込日 (PGF 生命着金日)の前日
	2回目以降の保険料			保険料払込日の 属する月の前月末日
円換算支払特約 を付加して 円で受け取るとき	死亡保険金・高度障害保険金・ 解約返戻金		指定銀行の TTM-1銭	PGF生命が書類を 受理した日の前日
	保険金等の支払方法の選択に 関する特約による年金 (年金の 原資を米ドルとし、年金支払 時に円換算する場合)			年金支払日の前日
	保険金等の支払方法の選択に 関する特約による年金 (年金の 原資を一括で円換算し、円と する場合)			年金開始日の前日
	満期保険金			保険期間満了日
円換算貸付特約 を付加して 円で貸付等を受けるとき	契約者貸付	借入	指定銀行の TTM-1銭	PGF生命が書類を 受理した日の前日
		返済	指定銀行の TTM+50銭	返済日の前日
	保険料の 自動振替貸付			

*1 PGF生命が指標として指定する銀行が公示する為替レートを対顧客電信相場の仲値 (TTM) として用います。
*2 PGF生命が指標として指定する銀行の休業日の場合、その日の直前のその銀行の営業日を換算基準日とします。

介護年金移行特約

- 契約日からその日を含めて1年経過後、かつ被保険者の年齢が満40歳以上であるご契約で、被保険者が公的介護保険制度における「要介護2」以上の状態に該当していると認定された場合、死亡保障の全部または一部にかえて、解約返戻金を年金原資とした介護年金に移行することができます。また、満65歳未満でPGF生命所定の要介護状態に該当した場合*1、介護年金に移行することができます。
- *1 くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
- 第1回介護年金支払日以後、被保険者が生存されている場合、毎年、同額の年金を生涯にわたってお受取りいただけます。
- 介護年金は円でお支払いします。
- 死亡一時金保証期間*2中に被保険者がお亡くなりになった場合、年金原資額から年金受取総額を差し引いた金額を死亡一時金としてお支払いします。
- *2 死亡一時金保証期間とは、年金受取総額が初めて年金原資額を超える年金支払日の前日までの期間をいいます。
- ※ 将来お受取りになる年金額は、年金原資設定時の基礎率 (予定利率等) に基づいて算出されます。
- ※ 保険期間満了日の満年齢が40歳未満の場合には、この特約は付加できません。

イメージ図



4 ご契約の諸条件

■被保険者の契約年齢範囲(満年齢)

	保険料払込期間	被保険者の契約年齢範囲
被保険者の契約年齢範囲 (満年齢)	55歳	15歳～50歳
	60歳	15歳～55歳
	65歳	15歳～60歳
	70歳	15歳～65歳
	75歳	15歳～70歳
	80歳	15歳～75歳
	15年	15歳～65歳

■保険料のお取扱い

保険料払込方法	月払／半年払／年払			
最低保険料	月払:30米ドル／半年払:180米ドル／年払:360米ドル			
保険料払込 経路		払込通貨	初回保険料 (第1回保険料)	2回目以降の 保険料
	☐ 座振替扱	円(円換算払込特約を付加)	お振込み	☐ 座振替*
	☐ 送金扱	円(円換算払込特約を付加)	お振込み	振込依頼書
* ☐ 座振替日は金融機関によって異なります。 ※送金扱でお申込みいただく場合、保険料払込方法は半年払、もしくは年払となります。				

■高額割引制度

ご契約の死亡保険金額が5万米ドル以上の場合、保険料を割引いたします。

■保険金のお取扱い

最低死亡保険金額	2万米ドル
最高死亡保険金額*1	700万米ドル*2
満期保険金受取人	契約者
死亡保険金受取人*3	被保険者の配偶者または2親等内の親族

*1 最高死亡保険金額については、被保険者の年齢や職業、またPGF生命以外の他社も含めた保険契約等へのご加入状況等により、ご加入いただける上限額が異なります。

*2 700万米ドルの限度額のほか、他の保険契約と通算して7億円(申込日の属する月の前月末日のTTM(対顧客電信仲値)で換算した円支払額)以内となる必要があります。

*3 ご契約時に複数人、ご指定いただくことができます。

※上記以外にもご加入に際しては制限がございます。

➡ご契約内容(保険金額、保険料等)については、**申込書面または申込書控**をご覧ください。

※傷病歴等がある場合、ご契約をお断りさせていただいたり、特別な条件をつけてお引受けさせていただく場合があります。

➡くわしくは、**27ページの「告知義務について」**をご覧ください。

5 配当金

●この保険は無配当保険です。配当金はありません。

6 ご契約の解約と解約返戻金

- いつでも保険契約を解約・減額(一部解約)することができます。
- 解約返戻金があるとき、解約返戻金をお支払いします。
- ご契約から10年未満に解約・減額(一部解約)する場合、経過年数に応じた解約控除がかかります。

➡くわしくは、**注意喚起情報25ページ「解約(減額)の際にご負担いただく費用」**をご覧ください。

7 諸費用について

この保険にはご負担いただく費用があります。

➡くわしくは、**注意喚起情報23～24ページ「ご契約にかかる費用について」**をご覧ください。

注意喚起情報



ご契約の前に必ずお読みください。

「注意喚起情報」はご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、ご確認ください。

ご契約にかかる費用について

この商品でご負担いただく費用の合計額は、「保険料より控除される費用」および各種お取扱い、お受取りの際にご負担いただく費用となります。

保険料より控除される費用

お払込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持・死亡保障等に係る費用等に充てられ、それらを除いた金額が積立金等で運用されます。なお、これらの費用については、年齢別の発生率を用いて算出しているため、一律の算出方法を記載することができません。

保険料を円で払い込む場合の費用

「円換算払込特約」を付加して保険料を円で払い込む場合の為替レートと仲値(TTM)との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます(PGF生命所定の為替レート 2025年4月現在:指定銀行のTTM+50銭)。

保険金等を円でお受取りいただく場合、 円建の介護年金をお受取りいただく場合の費用

「円換算支払特約」を付加して保険金等を円でお受取りいただく場合、「介護年金移行特約」を付加して円建の介護年金をお受取りいただく場合の為替レートと仲値(TTM)との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます(PGF生命所定の為替レート 2025年4月現在:指定銀行のTTM-1銭)。

保険金等を米ドルでお受取りいただく場合の費用

・お取扱いの金融機関により諸手数料(リフティングチャージ等)が必要な場合があります(金融機関ごとに諸手数料が異なるため、一律に記載することができません。くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。

・米ドルでのお受取りにかかる手数料(PGF生命からご契約者または受取人の口座に送金するための送金手数料)をお受取額より差し引くことがあります(お受取時にPGF生命にご確認ください)。

保険金・解約返戻金を年金でお受取りいただく場合の費用

年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%(2025年4月現在)を年金支払日に年金原資より控除します。

クーリング・オフ等で保険料を米ドルでお受取りいただく場合の費用

お取扱いの金融機関により諸手数料(リフティングチャージ等)が必要な場合があります(金融機関ごとに諸手数料が異なるため、一律に記載することができません。くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。

為替リスクについて

この保険は米ドル建であり、円貨で払い込まれ、または円貨で受け取る場合、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、受取時の為替相場で円に換算した保険金額等が円でお払込みいただいた保険料総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

- ・保険料は円でお払込みいただきます(円換算払込特約)。円でお払込みいただく保険料は、PGF生命所定の為替レートの変動に応じて、平準払いにおける毎回の払込みのたびに変動(増減)します。
- ・円で保険金・解約返戻金・年金等をお受取りいただく場合(円換算支払特約、介護年金移行特約)、お受取りになる金額はPGF生命所定の為替レートの変動に応じて、増減します。
- ・契約者貸付等(自動振替貸付を含みます)をご利用の際に円での貸付金のお受取り、または元利金のご返済をされる場合(円換算貸付特約)、お受取金額またはご返済金額は、PGF生命所定の為替レートの変動の影響を受けるため損失が生じるおそれがあります。
- ・この保険にかかる為替リスクは保険契約者および受取人に帰属します。
- ・為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分(TTSとTTBの差額)が差し引かれるため、お受取金額がお払込みになった円換算の保険料の総額を下回る場合があります。
- ・クーリング・オフ等により、PGF生命が米ドルで保険料を返金した場合、返金された米ドルを円に換算したときに為替差損が生じる可能性があります。

解約と解約返戻金について

- お払いいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがって、解約されますと、**解約返戻金額は払込保険料総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**
- 解約返戻金は、保険種類、契約年齢（被保険者）、性別、経過年数等によっても異なりますが、特に**ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。**

解約（減額）の際にご負担いただく費用

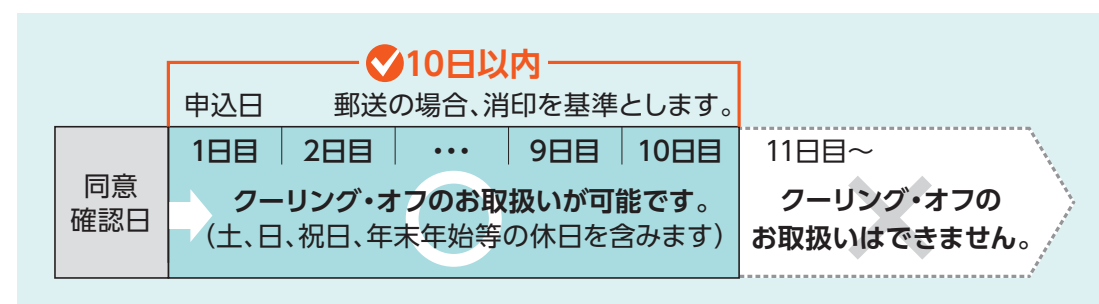
契約日から10年未満に解約（減額）された場合、解約日（減額日）の責任準備金額から、経過年数に応じた所定の金額（解約控除*）を控除した金額が解約返戻金額となります。

- *解約控除の金額は契約年齢（被保険者）・性別・保険料払込期間・保険料払込方法（回数）・保険金額等により契約ごとに異なるため、その数値や計算方法を記載することができません。

1

お申込みの撤回または解除（クーリング・オフ制度）について

- 申込者または契約者（以下「申込者等」といいます）は、**申込日または本書面についての同意確認日（意向確認書の確認日）のいずれか遅い日からその日を含めて10日以内（土、日、祝日、年末年始等の休日を含む）**であれば、電磁的記録または書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます）をすることができます。



- お申込みの撤回等をされた場合、**原則PGF生命にお払いいただいた保険料と同通貨で同額をご返金します。**
- **円換算払込特約の付加有無等により、お申込みの撤回等に伴いご返金する通貨が異なります。くわしくは、右記をご参照ください。**

	保険料のお払い時の通貨	お申込みの撤回等の際の返金通貨
円換算払込特約を付加する場合	円*1	円*3
円換算払込特約を付加しない場合	米ドル*2	米ドル*4

- *1 円換算払込特約に伴う為替手数料が発生します。
 - *2 金融機関で円を米ドルに交換する場合、所定の手数料が発生します。また、お客さまの口座からPGF生命の口座に送金するための、送金手数料が発生することがあります。
 - *3 円でお払いいただいた金額と同額を返金いたします。
 - *4 米ドルでお払いいただいた金額と同額を返金いたします。ただし、当初の資金が円の場合（金融機関で米ドルに交換した場合）、以下により、返金額が円ベースでは**元本割れすることがあります。**
 - ①円から米ドルへの両替にかかる金融機関所定の手数料 ②米ドルから円への両替にかかる金融機関所定の手数料 ③送金および着金にかかる金融機関所定の手数料 ④為替差損（益）
- ※米ドルでお受け取りいただくための外貨預金口座をお持ちでない等の場合は、米ドルを円に換算してご返金します。その場合、為替差損が生じる可能性があります。

【お申込みの撤回等の方法】

電磁的記録による方法と、お申込みの撤回等の意思を記載した書面をPGF生命本社宛に郵送もしくは直接提出していただく方法があります。

※お申込みの撤回等は募集代理店にお申し出いただいてもお手続きできません。PGF生命にお申し出ください。

<電磁的記録の場合>

PGF生命ホームページの「お問い合わせ」よりお申出、お手続きください。

PGF生命ホームページ

<https://www.pgf-life.co.jp/inquiry/index.html>

※契約者が法人の場合、法人印（申込書と同一印）の押印が必要となります（後日、PGF生命からお送りする書面に押印ください）。ホームページよりお申込みの撤回等の手続きを完結させることはできません。

<書面の場合>

「お申込みの撤回等をする旨」を明記のうえ、申込者等の氏名（自署）、住所、電話番号、申込書番号（申込書控に印字）、保険料返金先（返金口座）をご記入ください（契約者が法人の場合は申込書と同一印の押印をお願いします）。

お申出書面（封書）の記載見本

切手

10008964

〇〇局

00.00.00

消印有効

10日以内の

東京都千代田区永田町2丁目13番10号
ブルデンシャルタワー
PGF生命 クーリング・オフ担当 宛

PGF生命 行

私は下記契約の申込みを撤回します。

氏名 〇〇 〇〇

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇-〇〇

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

申込書番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

保険料返金先 〇〇銀行 〇〇支店
預金種目 〇〇
口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇
口座名義人 〇〇〇〇

●お申込みの撤回等をする旨の明記

●自署*1

●申込書控に印字

●すでに保険料を払い込まれた場合*2

●送付先
〒100-8964
東京都千代田区永田町2丁目13番10号 ブルデンシャルタワー
PGF生命 クーリング・オフ担当

- *1 契約者が法人の場合、法人名・代表者名の明記および法人印（申込書と同一印）の押印が必要となります。
- *2 PGF生命にお払いいただいた保険料が外貨の場合は外貨口座をご記入ください。

【お申込みの撤回等のお取扱期限】

お申込みの撤回等の方法	お取扱期限
電磁的記録	PGF生命が電磁的記録を受信した日が10日以内まで有効
書面の郵送	10日以内の消印まで有効
書面の直接提出	PGF生命本社で書面を受領した日が10日以内まで有効



以下の場合、**お申込みの撤回等(クーリング・オフ)**はお取り扱いできません。

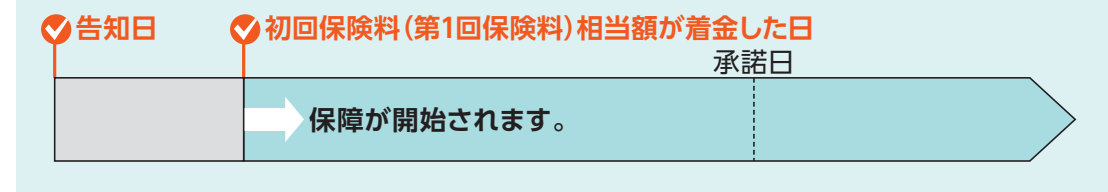
- ①PGF生命の指定した医師の診査を受けられた場合
- ②債務履行の担保のための保険契約である場合
- ③既契約の更新・更改、または既契約の内容変更(特約の中途付加等)の場合

2 告知義務について

- 契約者や被保険者にはご健康状態やご職業等ありのままを告知していただく義務(告知義務)があります。ご契約にあたっては、「告知書」でPGF生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 医師による診査を受けられる場合、医師が口頭で告知を求めますので、ありのままを正確にもれなくお伝え(告知)ください。
- 告知受領権はPGF生命およびPGF生命が指定した医師が有しております。販売の担当者(生命保険募集人)は告知受領権がなく、**販売の担当者(生命保険募集人)に口頭でお話しただけでは告知をしていただいたことにはなりません。かならず告知書にて告知してください。**
- ご契約の申込み後または保険金等のご請求の際に、申込内容や保険金等の請求内容、告知内容等について、**PGF生命社員またはPGF生命の委託を受けた者がご確認にお伺いすることがあります。**
- 傷病歴等がある場合、ご契約をお断りさせていただく場合があります。なお、傷病歴等がある方を全てお断りするものではなく、「保険料の割増」「保険金の削減」等の特別な条件をつけてご契約をお引受けできる場合があります。また、傷病によっては特別な条件をつけずに「無条件」でご契約をお引受けできる場合があります。
- **故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。**
- **ご契約または特約を解除した場合は、たとえ保険金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、払込保険料をお返すことができません。**
- 被保険者が入院中または入院・手術を予定されている場合や、余命宣告を受けている場合には、お申込みいただけません。

3 保障を開始する時期(責任開始期)について

- PGF生命がご契約のお申込みを承諾した場合には、**初回保険料(第1回保険料)相当額のお払込み(PGF生命への着金)と告知**がともに完了した時から、ご契約の保障が開始されます。



- 販売の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとPGF生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対してPGF生命が承諾したときに有効に成立します。

4 保険金等をお支払いできない場合について(以下、代表的な例)

- 責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合。
ただし、ご契約時の告知等によりPGF生命がその疾病について知っていた場合等は、保険金等をお支払いすることがあります。
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除された場合。
- 保険金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等重大事由によりご契約または特約が解除された場合。
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合。
- 詐欺によりご契約が取消しとなった場合や保険金等の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合。
- 免責事由に該当した場合(責任開始日(最後の復活日、復旧日)から2年以内の被保険者の自殺、契約者または受取人が故意に被保険者を死亡させた場合等)。

➡くわしくは「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

5 保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等について

- 保険料は払込期月（保険料をお支払いいただく月）内にお支払いください。なお、払込期月内にお支払いのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間*を設けています。
*猶予期間は次のとおり払込方法によって異なります。

払込方法	払込猶予期間
月払	払込期月の翌月初日から末日までとなります。
半年払・年払	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日（翌々月に契約応当日がない場合、翌々月の末日）までとなります。ただし、払込期月の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、猶予期間はそれぞれ4月、8月、1月の各末日となります。

- 払込猶予期間内にお支払いがないと、ご契約の効力が失われます（失効）。ただし、保険料のお支払いのご都合がつかない場合でも、あらかじめ保険料の自動振替貸付を希望しない旨のお申出がない限り、解約返戻金の範囲内で保険料を自動的に立て替え、ご契約を有効に継続させます。立替金にはPGF生命所定の利率による利息（複利）が加算されます。
- 失効しても所定の期間内であれば失効取消、復活の手続きが可能です。

手続き	手続き可能期間	手続き方法
失効取消	保険料払込猶予期間の満了日の翌日から猶予期間満了日の属する月の翌月末日までとなります。	延滞保険料のお支払い
復活	保険料払込猶予期間の満了日の翌日から3年以内となります。	告知（ご契約によっては診査）*と延滞保険料のお支払い

*健康状態等により復活できない場合があります。

6 生命保険会社の業務または財産の状況の変化による保険金額等の削減について

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- PGF生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、下記までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午／午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

7 預金等との違いについて

本商品はPGF生命を引受保険会社とする保険商品です。このため預金とは異なり、元本の保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません（保険契約者保護機構制度の対象となります）。

8 現在のご契約を解約・減額することを前提に新たなご契約のお申込みをされる場合について

- 現在のご契約を解約・減額することを前提に新たなご契約のお申込みをされる場合、不利益となることがあります。
- 解約・減額されるご契約の解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約または減額されたときの解約返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- ご契約後、所定の年数を経過した有配当の保険契約に対する配当の権利等を失う場合があります。
- 新たにお申込みのご契約について、被保険者の健康状態等によりお断りする場合があります。

➡くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

9 米ドル建の保険料・保険金等の税務上のお取扱いについて

- 米ドル建の生命保険の税制上のお取扱いは、日本国内で販売されている円建の生命保険と同様に行います。
- 特約を付加し、保険料のお支払いや保険金等のお受取りを円で行った場合、実際に授受した円の金額でお取扱いします。
- 米ドルで行う場合は、一般的に保険料のお支払い等、金銭の授受が発生するときを基準とし、そのときの為替レートで換算した金額でお取扱いします（発生時換算法）。
※くわしくは、法人税基本通達13の2-1-2（外貨建取引及び発生時換算法の円換算）をご覧ください。

法人税基本通達13の2-1-2（外貨建取引及び発生時換算法の円換算）＜抜粋＞

法第61条の8第1項《外貨建取引の換算》及び法第61条の9第1項第1号イ《発生時換算法の意義》の規定に基づく円換算は、その取引を計上すべき日における対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値による。ただし、継続適用を条件として、売上その他の収益又は資産については取引日の電信買相場、仕入その他の費用又は負債については取引日の電信売相場によることができるものとする。



2024年12月現在の税制に基づき記載しています。
今後の税制改正によって、変更となる場合がありますのでご注意ください。また、個別のケースによっては本資料の記載と異なることがあります。最終的な判断は、所轄の税務署、税理士等の専門家にご相談ください。

10 保険金等のご請求について

保険金等の支払事由が生じた場合、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

お問い合わせ窓口：保険金請求専用ダイヤル

通話料無料 コール オシハライ **0120-56-4861**

＜受付時間＞平日9:00～18:00／土曜9:00～17:00（日・祝日・12/31～1/3を除く）

- お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等の支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにPGF生命にご連絡ください。
- PGF生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないことがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、すみやかにPGF生命コールセンター（0120-56-2269）までご連絡ください。
- 支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」、「PGF生命ホームページ」、「保険金などのご請求等のご案内」に記載していますので、あわせてご確認ください。
- 保険金等の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等はご連絡ください。
- 被保険者と受取人が同一人となる保険金等について、受取人が請求できない所定の事情がある場合、指定代理請求人が請求することができます。指定代理請求人に対し、支払事由および請求できる場合があることを、あらかじめお伝えください。

➡ くわしくは「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

11 お問い合わせ窓口について

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

お問い合わせ窓口：PGF生命コールセンター

通話料無料 コール ジブロック **0120-56-2269**

＜受付時間＞平日9:00～18:00／土曜9:00～17:00（日・祝日・12/31～1/3を除く）

- この商品に係る**指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会**です。
- （一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により**生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております**。また、**全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）**。お問い合わせ先については、**PGF生命コールセンターまでご照会ください**。
- 生命保険相談所が苦情のお申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。
- PGF生命の個人情報保護方針についてはPGF生命ホームページ（<https://www.pgf-life.co.jp>）に掲載をしていますのでご覧くださいか、上記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

12 その他ご確認いただきたい事項について

- 保険金等のお支払いや保険料の払込免除のご請求をする権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年を過ぎますと、時効によって消滅します。
- 契約年齢（被保険者）、性別、保険期間、保険料払込期間等によっては、死亡保険金の額が、お払込みいただいた保険料の合計額を下回る場合があります。
- 被保険者は契約者に対してご契約の解約を請求することができます。



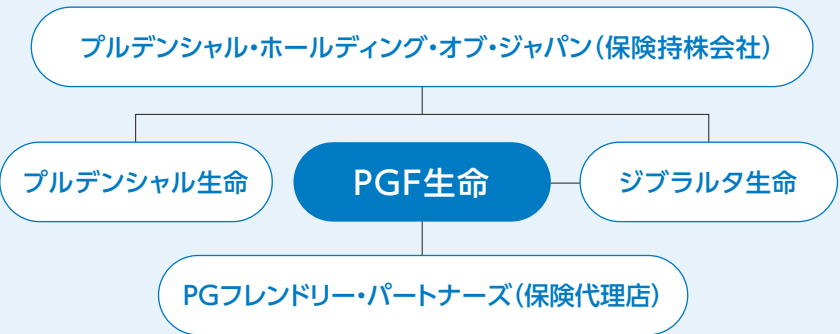
PGF生命

プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命

PGF生命は世界最大級の金融サービス機関
「プルデンシャル・ファイナンシャル」の一員です。

当社は日本のプルデンシャル・グループにおける代理店チャネル専業会社として、
2010年より、バンカシュアランス*を中心に事業を展開しております。
*「バンカシュアランス」とは、金融機関代理店を通じた生命保険の販売を意味します。

日本におけるプルデンシャル・グループのご紹介



「PGF生命」は「プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命」の略称です。

はじめりは、プルデンシャルでした。

1989年当時、ロナルド・バーバロ(米国プルデンシャル元社長)は、エイズ患者に対するボランティア活動に打ち込んでいました。訪問先のホスピスで余命いくばくもない患者を前に、何か自分にできることはないかと尋ねると、その患者からは、「私に尊厳ある最期を迎えさせてほしい」という答えが返ってきました。彼には、治療にかかった高額な医療費などの借金がありました。生命保険には加入していましたが、保険金は亡くなるまで受け取れません。バーバロはいずれ支払われる保険金であれば、生きているうちに前払いできないか、生命保険には100年以上の歴史があるが、その制度を少し変えてみてもいいのではないかと考え、社内や行政当局を説得して、「リビング・ニーズ特約」を実現しました。

保険金を受け取ることで、その患者は借金を返済し、クリスマスはプレゼントを買って、故郷で家族と一緒に過ごすことができました。そして最後まで自分で身の回りのことができるようにと洗濯機を購入し、余った分を教会に寄付しました。その患者は「私は今、とても平和で満ち足りた気持ちです。ありがとう。」といました。

この想いをPGF生命は受け継ぎ、
お客さまの必要とする商品とサービスを提供し続けます。

PGF生命についてはこちらからご確認ください。



本社 プルデンシャルタワー
(東京 永田町)

個人情報のお取扱いについて(ご契約者さまへ)

このお知らせは、PGF生命の生命保険契約の契約者となられる皆さまの個人情報のお取扱いについてまとめたものです。下記の明示事項および同意事項をご確認のうえお申し込みください。

※個人情報のお取扱いに関する詳細は、当社ホームページの個人情報保護方針(<https://www.pgf-life.co.jp/privacy/index.html>)をご確認ください。

➡ 本申込みにおいて取得する個人情報についてサービスのご提供等のために利用します 明示事項

PGF生命は、生命保険業に伴って取り扱う個人情報につきましては、お客さまとのお取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくために、下記の目的で取得・管理・利用します。なお、医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)については、保険業法施行規則において、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的にその利用が限定されています。
①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い ②関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
③PGF生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実 ④その他保険に関連・付随する業務

➡ 必要な範囲で医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を取得、利用または第三者提供します 同意事項

PGF生命は、各種保険契約のお引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、保険事業の公平性確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務遂行上必要な範囲で、医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を取得、利用または第三者提供致します。
取得した機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)等の個人情報は担当部門以外に業務上適切な範囲で契約者・被保険者・募集関係人・事務担当者等に知らせることがあります。なお、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)等の個人情報は既に取得しているものも含みます。
また、お申込内容の確認等をさせていただくことがあります。被保険者さまの機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)等の個人情報についてご契約者さま等より取得する場合があります。

➡ 保険契約が締結に至らなかった場合や消滅した後も個人情報を保持します 同意事項

PGF生命は、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を含め本申込みにおいて取得した、または既に取得している個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場合や解約、保険期間満了後等保険契約が消滅した後も保持致します。なお、取得した申込関係書類等についての返却は行いません。

➡ 個人情報を再保険会社(外国にある会社を含みます)に提供することがあります 同意事項

PGF生命は各種保険契約のお引受けの判断を照会したり、お引受け後の保険契約の引受リスクを適切に分散するために再保険(再々保険以降の再保険を含む)を行うことがあります。この場合、PGF生命は再保険会社(外国にある会社を含みます)が各種保険契約のお引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い等に利用するために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社(外国にある会社を含みます)に提供することがあります。
また、提供する個人情報には受取人、指定代理請求人、ご家族情報等が含まれる場合がございますので、あらかじめご契約者さまよりご説明、ご理解をいただいたうえでお申込みくださいますようお願い致します。

➡ 個人情報を医療機関等に照会・提供することがあります 同意事項

PGF生命は、医療機関へ前述「各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い」の利用目的達成のために業務上適切な範囲で既に取得しているものも含めてお申込内容等の個人情報を照会・提供する場合があります。

➡ 個人情報をお客さまが所属する団体に提供することがあります 同意事項

勤務先等の団体扱・集団扱等でご加入される場合、PGF生命はお客さまの所属する団体へ前述の利用目的達成のために業務上適切な範囲でお申込内容等の個人情報を提供する場合があります。

➡ ジブラルタ生命との間で個人情報を相互に提供します 同意事項

PGF生命は、PGF生命のグループ会社であるジブラルタ生命に加入されているご契約がある場合、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を含め本申込みにおいて取得したまたは両社がすでに取得している個人情報について、PGF生命とジブラルタ生命の間で相互に提供します。提供された個人情報はご契約内容のご照会、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いその他各種手続きのために利用します。

➡ 保険契約等のお引受け・保険金等のお支払いの判断の参考とするために、ご契約内容が登録されます 明示事項

PGF生命は、(一社)生命保険協会(「協会」)、協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(総称して「各生命保険会社等」とともに、保険契約もしくは共済契約等(「保険契約等」)のお引受けの判断または保険金もしくは給付金等(「保険金等」)のお支払いの判断の参考とすることを目的として、保険契約等に関する所定の情報(被保険者名、死亡保険金額、入院給付日額等)を協会に登録しております。
協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において前述の目的のため利用されることがあります。また、協会の会員生命保険会社につきましては(一社)生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)をご覧ください。

➡ お支払い等の判断のために、各生命保険会社等と情報を共同して利用することがあります 明示事項

PGF生命は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除もしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます)の参考とすることを目的として、PGF生命を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する、ご契約のしおりに記載された相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
保険金、年金または給付金のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、(1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(照会を受けた日から5年以内)(3)保険種類、契約日・復活日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法等の全部または一部について、(一社)生命保険協会を通じて照会をなし、他の生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の生命保険会社等からの照会に対し情報を提供することがあります。
これらの情報は、各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがあります。(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社につきましては(一社)生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)をご覧ください。



「ご契約のしおり・約款(Web約款)」のご案内

— 米国ドル建養老保険(18) —

PGF生命では、お客さまの利便性の向上のため、
「ご契約のしおり・約款(Web約款)*」をおすすめしています。

*Web約款とは、PGF生命のホームページにて閲覧・ダウンロードいただける「ご契約のしおり・約款」です。「ご契約のしおり」は、ご契約内容にかかわる重要事項や諸手続などについてわかりやすく記載したもので、「約款」はご契約内容に関する取り決めに記載したものになります。

- いつでもホームページからパソコン・スマートフォンで閲覧・ダウンロードができます
- 検索機能でご覧になりたい箇所を簡単に検索できます
- 文字を拡大して閲覧ができます

こちらから簡単にアクセス



URL

<https://www.pgf-life.co.jp/webby/2321.html>

URLや検索からアクセス

①PGF生命のホームページへアクセスしてください。

<https://www.pgf-life.co.jp/>



②トップページのWeb約款番号入力欄に「Web約款番号」を入力し、をクリックしてください。

Web約款番号 

※この商品のWeb約款番号は **2321** です。

-----「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望のお客さまは-----

お申込み時に、申込書にて「冊子を希望」を選択してください。後日、契約者さまへ「ご契約のしおり・約款」の冊子をお送りいたします。

※お申込み時に「冊子を希望」の選択がない場合は「ご契約のしおり・約款」の冊子は送付されません。

お申込み後でも、「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望される場合は請求いただくことができます。
ご希望の場合は、PGF生命コールセンターへお申出ください。



お問い合わせ窓口：PGF生命コールセンター

通話料無料 **0120-56-2269**

<受付時間> 平日9:00~18:00/土曜9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3を除く)

Memo

